

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あい來福社会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (7) 会議等とは、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査、監事監査及び研修会等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 週平均3日以上業務にあたる常勤役員については、報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の報酬等は、支給しないものとする。
 - (2) 非常勤役員については、報酬等は支給しない。
- 2 評議員は、報酬等は支給しない。

(常勤役員の報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対して支給する具体的な報酬等の額は、別表第1に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員に対する月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から月末までとし、報酬

の支給日は、翌月15日とする。ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その前日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあったものを控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、会議等の出席について、法人の所有する車両又は借り入れた車両等を使用する場合は支給しない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成30年3月21日(評議員会の議決日)から施行し、法人設立の日から適用する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000 円以内
理事	月額 200,000 円以内

別表第2（費用）

事 項	費用弁償額
会議等への出席（公共交通機関利用）	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席（公共交通機関利用なし）	1,000 円（出雲市内の会議等の出席） 2,000 円（出雲市と隣接する市町への会議等の出席）
出雲市と隣接する市町を超える出張	旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額